

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第6回）議事録

■日時 令和3年3月19日（金）午後1時35分～午後4時14分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小堀委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、森川委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（1）中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業【1回目】

⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの全7項目について、質疑及び審議を行った。

（2）西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業【1回目】

⇒ 騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物の全8項目について、質疑及び審議を行った。

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第 6 回）

速 記 録

令和 3 年 3 月 19 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午後 1 時 35 分開会)

○下間アセスメント担当課長 時間になりましたので、これから審議会を始めさせていただきます。本日は御出席いただき、どうもありがとうございます。

本日もテレビ会議システムを利用して遠隔参加を交え会議を実施いたします。私は、本日進行を務めますアセスメント担当課長の下間と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局からご報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名のご出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 6 回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。齋藤部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 部会長を仰せつかっております齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人及び事業者の方を入場させてください。

(傍聴人、事業者入場)

○齋藤部会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるためにマスクの着用をお願いします。また、発熱、体調不良等の健康状態がよくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されて結構です。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となります。

以上 3 点です。

○齋藤部会長 それでは、次第 1 の「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る質疑及び審議を行います。こちらの審議は項目が 7 項目と少なく、また都民意見もないことから、今回を含め合計 3 回で審議を終了する予定です。今回第 1 回目の審議を行いまして、2 回目に審議結果を取りまとめます。そして 3 回目は総括審議となる、そのような予定で進めたいと思っています。また、事業者参加については、1 回目、2 回目となります。

本日の1回目では、委員の皆様を確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論をしていただきたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それではまず事務局から資料の説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から、資料1について説明します。資料の「第一部会審議資料」、3ページをご覧ください。「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見ということですが、意見書等の件数については、都民からの意見書は0でした。関係区長からの意見は2件ということで、合計2件の意見書がありました。

「関係区長からの意見」については、かいつまんで説明します。

まず、江東区長からは全体的な意見としては、新施設についての工事完了後にはごみ収集車両等が多くなる可能性もあるということで、この点を踏まえた評価書とすることという意見がございます。

また、2番目として、評価項目に関する意見に対しては、「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「土壌汚染」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」「その他」ということで意見がございます。

かいつまんで申し上げますと、「大気汚染」に関しては、低公害型の工事車両の採用または教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理等、環境保全のための措置を検討し、その結果を評価書へ記載することという意見がございました。

「悪臭」についての意見については、工事の完了後、不燃・粗大ごみの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。

「騒音・振動」については、工事期間中、建設機械の稼働や工事車両の走行について、また工事完了後における施設の稼働、ごみ収集車両等の走行について適切に評価し、その結果を評価書へ記載するとともに、騒音・振動の発生の抑制に努めること。

その他、用途地域の指定が行われるということなので、それぞれ指定を見据えた表記に改めることという意見がございます。

「土壌汚染」に関しては、自然由来の土壌汚染と地下水汚染とがあるということからも、搬出土を適正に管理すること、また拡散防止、特に粉じん防止に留意することという意見があります。

「景観」に関しては、東京都の景観条例及び景観計画並びに江東区景観条例、江東区の景観計画を踏まえたものとする。東京都及び江東区の景観担当と十分協議することという意見があります。

「廃棄物」につきましては、再資源化率等について算出方法もしくは再資源化率という、この表記を再考することという意見があります。また、江東区一般廃棄物処理基本計画の施策として、「適正な中間処理、最終処分の確保」を盛り込んでいるため、それを配慮することという意見があります。

「温室効果ガス」については、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる「2050年にCO₂排出実質ゼロ」や、江東区環境基本計画が掲げる削減目標の貢献について、更なる排出量削減に向けた検討を行うこと。

また、温室効果ガスの削減に向けた方策として、予測に反映しなかった措置において、温室効果ガスの削減に向けた方策としては有効であると考えることなので、ごみ発電等の温室効果ガス排出量、排出係数から算出して評価書へ記載することということが挙げられております。

また、その他としては、工事車両に関しては安全確認、交通安全対策を強化することという意見がございます。

大田区長からの意見もございます。

まず、評価項目に対する意見としては、「大気汚染、騒音・振動」に意見が付いています。工事中の一般車両等の交通量推計に関して、当該施設から発生する交通量を見込んだ推計を基にした評価書を提出していただきたいという意見でございました。

また、その他としては、工事中あるいは工事後、交通渋滞や交通渋滞がもたらす環境への悪影響が大きな問題として大田区へ意見が寄せられているということもとありますので、工事に関係した苦情、要望があった場合は適切に対処していただきたい。

また、今後、中央防波堤の外側コンテナ埠頭の運用開始が予定されていることもあり、交通量の増加が懸念されますので、施設の稼働後においてもごみ収集車両等の走行に伴う地域の交通渋滞あるいは環境について、可能な限りごみなどの搬出ルート分散やごみ受入時間の調整など配慮を図っていただきたいという意見が付いています。

以上、関係区長からの意見でございます。

資料1の説明は以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま説明を頂きました件に関しまして何かご質問はありますでしょうか。事業内容とか評価書案等に関する話は、この後、事業者の説明をしていただきますので、その後にお願いします。今読み上げていただいた内容について何かご質問があればということで承りたい

と思います。いかがでしょうか。

○高橋委員 質問なのですが、今の大田区長からの意見の中で、中央防波堤外側コンテナ埠頭の運用開始によって交通量が増えるというのですが、中央防波堤外側のコンテナ埠頭に係る車両が通行する場所というのは、今回の工事用車両の走行する場所と共通しているのでしょうか。もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。

○下間アセスメント担当課長 江東区長の意見あるいは大田区長からの意見もあるのですが、中央防波堤の外側埋立地の左側、環境影響評価書案に係る見解書の 38 ページの図に「大田区」と書かれてあるところ、こちらあたりに東京都の港湾局がコンテナ埠頭を運用する予定がありまして、そうすると、こちらにトラックとかいろいろ入ってくる道がおそらく、この工事用車両と重複する可能性があるということで、この意見が出されているということです。

○高橋委員 そうすると、今の評価書案に書いている時点では、このことは考慮されていなくて出されているということですか。

○下間アセスメント担当課長 はい、そういうことでございます。

○高橋委員 分かりました。了解です。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見はないようですので、次に事業者から各選定項目の予測評価についてご説明をお願いしたいと思います。事業者の方、よろしくお願いします。

○事業者 それでは、東京二十三区清掃一部事務組合より説明させていただきます。

事業の概要をまず簡単に説明した後、選定した環境影響評価項目の予測評価した結論について説明します。

まず初めに、整備事業の概要、地域の概況です。本編の 1 ページをお開きください。

「3 対象事業の内容の概略」になります。表 3-1 を御覧ください。計画地は、中央防波堤内側埋立地内の東京都江東区海の森二丁目に位置しております。

敷地面積は約 8 万 5,700m²。工事着工年度は令和 4 年度。工事完了年度は令和 9 年度を予定しています。

処理能力は 1 日 1,247t で、不燃ごみ、粗大ごみを破砕処理する施設としています。

13 ページをお開きください。計画地は、東京湾のほぼ中央に位置する中央防波堤埋立地内に位置しています。図の真ん中、斜線で示している部分が計画地になります。

続いて、環境影響評価の予測、内容、及び結論です。60 ページをお開きください。選定し

た項目は「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「土壌汚染」「景観」「廃棄物」及び「温室効果ガス」の7項目になります。影響の内容に応じて工事の施行中、工事の完了後についての予測評価を行っています。

まず最初に「大気汚染」について説明します。2ページにお戻りください。

工事の施行中の予測事項については、建設機械の排出ガスと工事用車両の排出ガスについて予測しました。工事の完了後においては、ごみ収集車両等の排出ガスについて予測しました。予測物質は、いずれの事項も浮遊粒子状物質と二酸化窒素としております。

129 ページをお開きください。まずは、建設機械の排出ガスです。予測地域は計画地を含め一辺約1kmの範囲としました。浮遊粒子状物質の予測結果は、こちらの図にお示ししております。

続いて130ページをお開きください。二酸化窒素の予測結果はこちらの図にお示ししております。いずれの最大値出現地点においても、評価の指標を下回っており、建設機械の排出ガスによる大気への影響は小さいものと考えています。

109 ページをお開きください。次に、工事用車両の排出ガスとごみ収集車両等の排出ガスの予測結果について説明します。工事用車両の排出ガスの予測地点はこちらの図にお示しするとおり、本事業の関係車両による走行ルートとして想定される、御覧の①から④までの4地点で予測を行いました。ごみ収集車両等の排出ガスも同様の地点で予測を行っています。いずれの地点も評価の指標を下回っており、工事用車両とごみ収集車両等の排出ガスによる大気への影響は小さいものと考えています。

続いて、「悪臭」について説明します。142ページをお開きください。予測事項として、工事完了後の敷地境界等における臭気指数を予測しており、予測地点はこちらの図にお示しするとおり、計画地の4方向としました。予測結果は、敷地境界等において臭気指数10未満であり、評価の指標を下回っていることから、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考えています。

続いて、「騒音・振動」について説明します。3ページにお戻りください。工事の施行中の予測事項については、建設機械の騒音・振動と、工事用車両の騒音・振動の2つについて予測しました。

4ページになります。工事の完了後については、施設の稼働に伴う騒音・振動、低周波音とごみ収集車両等の騒音・振動の2つについて予測しました。計画地及びその周辺は騒音規制法、振動規制法、及び環境確保条例に定める指定建設作業に関わる騒音・振動の勧告基準

では、適用除外地域に位置しますが、評価の指標として法令の基準値を参考として評価を行いました。

211 ページをお開きください。建設機械の騒音の予測結果は、全ての地点において評価の指標を下回ります。

続いて 213 ページをお開きください。建設機械の振動の予測結果は、全ての地点において評価の指標を超過しません。

次に、工事の施行中の工事車両の騒音・振動の予測結果について説明します。180 ページをお開きください。予測地点は、こちらの図にお示しするとおり、本事業の関係車両による走行ルートとして想定されるご覧の①から④までの4地点で予測を行いました。地点の①と④においては、環境確保条例により振動の規制のみ適用されますが、②と③は適用除外地域です。なお、環境基本法に基づく環境基準はいずれの地点においても適用除外地区に位置しますが、評価の指標としては法令の基準値を参考として評価を行いました。

227 ページをお開きください。工事用車両の騒音の予測結果は、68 から 74 dBであり、地点①において評価の指標を下回りますが、地点②、地点③、及び地点④において評価の指標を上回ります。地点②及び地点③は現況調査結果が既に評価の指標を上回っており、工事用車両による騒音レベルの増加分も 0.1 dB未満であることから、本事業による影響は小さいと考えます。また、地点④は臨港道路南北線の供用により、一般交通量が増加するため、予測結果が評価の指標を上回りますが、工事用車両による騒音レベルの増加分は 0.1 dB未満となることから、本事業による影響は小さいと考えます。

228 ページをお開きください。工事用車両の振動の予測結果は、昼間 47 から 57 dB、夜間 44 から 53 dBであり、全ての地点において評価の指標を下回ります。また、現況調査結果に対する工事用車両による振動レベルの増加分は、昼間及び夜間ともに 0.1 dB未満です。工事の実施に当たっては工事用車両の走行ルートの限定、安全走行などにより、騒音・振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響は小さいと考えます。

次に、工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動、低周波の予測結果について説明します。179 ページをお開きください。予測地点はこちらの図にお示しするとおり、計画地の敷地境界等の各辺における最大値出現地点としました。

229 ページをお開きください。施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、昼間、夕、ともに 41 から 50 dBであり、地点④を除く全ての地点において評価の指標を超過しません。地点④の予測結果は 50dB であり、評価の指標を超過します。

230 ページをお開きください。こちらの図にお示しするとおり、地点④は中防灰溶融施設や粗大ごみ破碎処理施設などを含む中防処理施設の敷地内に位置していることから、環境確保条例に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されず、中防処理施設の敷地境界線上では評価の指標を下回ります。

231 ページを御覧ください。施設の稼働に伴う振動の予測結果は、昼間、夜間、ともに 47 から 65dB であり、地点④を除く全ての地点において評価の指標を下回ります。地点④の予測結果は 65dB であり、評価の指標を超過します。

232 ページをお開きください。地点④は中防灰溶融施設や粗大ごみ破碎処理施設などを含む中防処理施設の敷地内に位置していることから、環境確保条例に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されず、また、中防処理施設の敷地境界上では評価の指標を下回ります。

計画地周辺は主に倉庫、運輸関係施設及び専用工場等が見られる地域であり、住居等はありませんが、設備機器は原則屋内に設置し、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける。振動の発生するおそれのある設備機器には防震ゴムを取り付けるなどの対策を講じることにより、施設の稼働に伴う騒音・振動の影響は最小限に抑えられると考えます。

233 ページをご覧ください。続いて、施設の稼働時の低周波音の予測結果について説明します。G 特性音圧レベルの予測結果は 78 から 89dB であり、評価の指標を下回ります。また、施設稼働時の F 特性音圧レベルの予測結果は、地点②の 8Hz を除き評価の指標を下回ります。地点②では F 特性音圧レベルが評価の指標を上回りますが、計画地周辺は工場等が立地する地域であり、住居等はありませんが、設備機器の適正な運転管理や最新の設備の導入を図ることで低周波音の発生を防ぐため、施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考えます。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は、令和元年に江東区に帰属となり、令和 2 年 6 月 25 日からは江東区海の森として住居表示がされたことから、今後、用途地域の指定がされます。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準ですが、事後調査においては新たに指定された用途地域及び規制基準に基づき状況確認を実施します。

次に、工事の完了後のごみ収集車両等の騒音・振動の予測結果について説明します。予測地点は工事用車両の騒音・振動の予測地点と同じです。

234 ページをお開きください。ごみ収集車両等の騒音の予測結果は、68 から 74dB であり、地点①において評価の指標を下回りますが、地点②、地点③及び地点④において評価の指標

を上回ります。地点②及び地点③は現況調査結果が既に評価の指標を上回っており、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分も 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考えます。また、地点④は臨港道路南北線の供用により一般交通量が増加するため、予測結果が評価の指標を上回りますが、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分は 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考えます。

続いて、235 ページを御覧ください。ごみ収集車両等の振動の予測結果は、48 から 57dB であり、全ての地点において評価の指標を下回ります。また、現況結果に対するごみ収集車両等による振動レベルの増加分は 0.1dB 未満です。ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど、騒音・振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の騒音・振動の影響は小さいと考えます。

続いて、「土壌汚染」について説明します。238 ページをお開きください。表 8.4-3 において○印の物質について土壌の溶出量、含有量試験、地下水を調査しました。

239 ページをご覧ください。調査地点はこちらの図にお示しするとおりです。地下水の調査地点は敷地の四方とし、W-1 から W-4 の 4 地点としました。土壌に関する調査結果としては、地点 64 の 1 地点においてふっ素の溶出量、また地点 33 と 49 の 2 地点において鉛の含有量が環境確保条例の汚染土壌処理基準を超過しました。

次に、地下水への溶出において、W-2 でふっ素、W-4 において砒素が環境基準を超過しました。今後、解体工事に先立ち、関係法令に基づき調査を実施し、汚染状況を把握するとともに適切な拡散防止対策を実施してまいります。

これらのことから、新たな土地への汚染物質の拡散はないと予測しました。

続いて「景観」について説明します。273 ページをお開きください。

本事業は、計画地にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において新施設を整備するものです。画像は、計画地南西に位置する中防大橋からの現況と将来の景観ですが、ご覧のとおり、眺望に大きな変化はありません。本事業の実施による景観構成要素の改変はなく、地域景観の特性に変化は及ぼさないと考えます。

続いて「廃棄物」について説明します。291 ページをお開きください。

工事の施行中における予測事項は、施設の稼働に伴い発生する廃棄物等と工事に伴い発生する廃棄物等の排出量、再利用率、及び処理・処分方法としました。

工事の完了後における予測事項は、新施設から発生する可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミの排出量、再資源化量及び処理・処分方法としました。

297 ページをお開きください。工事に伴う建設廃棄物は表 8.6-22 にお示しするとおりで、廃棄物量は約 4 万 8,000t と予測しました。

301 ページをお開きください。新施設稼働に伴う廃棄物等の排出量及び再利用量は表 8.6-27 にお示しするとおりです。新施設の稼働により、現状に対して資源物である鉄の回収量は 12%増加、アルミの回収量は 130%増加、埋立量は 57%削減される予測です。このように、新施設では、鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やすとともに、不燃物の選別制度の向上などによって埋立処分量の削減に努めます。したがって、廃棄物の排出量、再利用量、及び処理・処分方法は、関係法令などに定める事業者の責務を遵守できるものであると考えます。

最後に、「温室効果ガス」について説明します。307 ページをお開きください。

予測事項は、工事完了後の施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガスの排出量の程度及び削減量の程度について予測しました。

309 ページをお開きください。評価の結果は、新施設では電力、都市ガスの使用によって年間 6,654t、温室効果ガスを排出すると予測しますが、太陽光発電によって 23t の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの排出量は年間 6,631t と予測します。本事業ではエネルギーの有効利用として太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に活用します。また、屋上及び壁面の緑化による建物の断熱化や LED 照明導入によるエネルギー使用量削減を図ります。さらに、清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電した CO₂ 排出係数の低い余剰電力の一部を新施設へ送電する自己託送を使用します。したがって、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考えます。

以上で7項目全ての説明が終わりました。当組合としてこれまで説明したとおり、環境への対策を行うことで、本事業における工事の施行中及び新工場の稼働による環境負荷への影響を小さくしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

これから委員の皆様方から御意見を伺いたいと思っておりますけれども、特に項目選定されているものについては各御担当からご質問、ご意見を頂きたいと思うのですが、その前に、まずは、欠席されている委員のほうから何か御質問、コメント等あるかどうかということを確認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、本日ご欠席されている小林委員と平林委

員からは特にコメント等は預かってはおりません。

○齋藤部会長 分かりました。

それでは、これからご意見を頂きたいと思っておりますけれども、発言される際には最初にお名前をお願いしたいと考えてございます。どなたからでも結構ですので、ご発言をよろしくお願い申し上げます。

○森川委員 関係区長からのコメントで、江東区長から「処理能力は低下するが、計画処理量は増加する予定になっている。」とありまして、その計画処理量が増加するというのが、ここでは分からなかったもので、もし分かれば教えていただきたいというのが1つ。

その処理量の中で、今回の施設は不燃ごみと粗大ごみの区別はしないで、新施設でこれだけ処理しますよという形で書かれているのですが、この区別はできないということでしょうか。というのは、悪臭のところ、臭いがするのは不燃ごみのほうかなと思うのですが、その量がどうなっているのかをお聞きしたい。よろしくお願い申し上げます。

○齋藤部会長 事業者の方、よろしくお願い申し上げます。

○事業者 まず、計画処理量なのですが、新施設の計画処理量は既存施設の実績処理量を基に算出しております。既存施設と比べて増加する予定はありません。既存施設の搬入実績から設定した、1日の最大台数を踏まえて予測を行っております。

続きまして、不燃ごみ、粗大ごみを合わせて処理するという件ですが、系統を分けて処理しますと非常に効率が悪いというところで、現施設は分かれていますのですが、新施設としては、両方を同じ破砕機で処理していくことを計画しているところです。不燃ごみ量については、現在、減る傾向にはありますが、粗大ごみは横ばいという状況でございます。

○森川委員 ということは、区長さんのご意見にある計画処理量が増加するということは見なくていいということですか。

○事業者 はい、そのとおりです。

○森川委員 分かりました。

それと、ごみは不燃ごみと粗大ごみが一緒になって処理の流れに乗っていくということで、悪臭などの対策みたいなものは大きくなるというか、すべてちゃんとカバーできているということによいということですね。

○事業者 現在の施設においては壁がない施設となっております。新しい施設については壁を設置して臭気を出さないという対策をとっていきたいと考えております。

○森川委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

それと、江東区長のところで工事用車両がやってくるルートのあたりの、大気汚染のところが少し心配だというご意見が出ておるのですが、事業者さんにお聞きして分かるかどうか、江東区のほうで大気汚染で問題になっているとか、そういう話があるのでしょうか。

○事業者 私ども、23区内で清掃工場を21運営しておるのですが、大田区内において、今回の事業とは関係ないのですが、京浜島というところで交通渋滞が発生しているということは伺っております。今回の事業に関連する城南島については、特に今のところ大きな渋滞というお話は伺っておりません。

それから、大田区長の意見の中で、Y1、Y2バース、コンテナ埠頭ですね、こちらの運用が始まる云々というお話がありましたが、私ども、アセスをつくっていく上でこちらの交通量も見込んでおるところでございます。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 1点、確認しておきたいのですが、施設の使用計画というか、処理量の話ですが、予定がないという説明の仕方だったと思うのですが、これは受け入れないということなのか、それとも、当然需要があれば受け入れていくという話だと思うのですが、その将来見通しという意味でお尋ねしたいのですが。

○事業者 計画処理量としては増加するという予定はございません。しかし、受入量としては今と同等程度の受入量は確保するという事で計画をしております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

○奥委員 「廃棄物」の部分と「温室効果ガス」の部分でそれぞれ何点かお伺いしたいと思います。

まず、「廃棄物」についてなのですが、評価書案の298ページの表8.6-24「新施設の稼働に伴い排出される廃棄物等の排出量、再利用率」とあって、「再利用率」は「再資源化率」と直されたほうがいいのではないかと思います。こちらの表は幾つか種類が上っているもの全体の総排出量に対して86%が再資源化されるという、廃棄物の種類ごとではなくて、全てを含めた再資源化率が出されているわけですが、種類ごとに見ますと、例えば資源物の鉄やアルミでしたら恐らくほぼ100%再資源化が可能なのではないかと思えますし、できれば種類ごとに再資源化率を出していただいたほうがいいのではないかというのが1点です。

それから、可燃物が9万9,100t、多くの量を可燃物が占めているわけですが、可燃物というのはどういう扱いになるのですか。これは結局焼却するという事なのではないでしょうか。焼却

処理を再資源化とは言えないので、そこはどういう扱いになるのか、どういう処理になるのかについて、まず確認をさせていただければと思います。

○事業者 1点目の項目ごとの資源化率をというお話がございました。そちらについては、そもそも入ってくる量、そもそもあるものの量が現在確認するすべがないというか、確認ができておりません。なので、例えば鉄がどれくらい入ってきたかというところが不明なため、現在このような形で記載させていただいているところになります。

それから、可燃物についてなのですが、可燃物は私どもで管理している清掃工場に持っていき、焼却処理をするということですが、その焼却熱によって私どもの清掃工場では発電を行っているところから、こちらの再資源化率のところに入れさせていただいているところでは、

○奥委員 ここは、今の焼却に出てくる熱を使っていくという分も含めてということなので、すね。「温室効果ガス」のところでも確認させていただこうと思ったのですが、この表からは今のようなご説明の内容は全く分からないので、やはり、可燃物は可燃物で分けていただいて、それから、最初のお答えにつきましても、今現在入ってくる量がどうなっているのか分からないから再資源化率を個別に出せないというのは何だかちょっと意味がよく分からないので、どうしてこうとしているのかということをご説明していただくべきだと思っております。工事完了後、つまり施設稼働時において出てくるものについては、当然、極力資源化率を上げていくと。鉄、アルミについては100%を目指すのだといったような、これからの姿勢を示していただくところですので、今分からないから書けないではなくて、今後どうしていくのかということをご説明していただくべきではないかと思っております。

○事業者 言葉足らずで申し訳ございません。今全体で86%と書いているのですが、不燃物を除いた可燃物、鉄、アルミを再資源化率として今現在計算しているところなのですが、再資源化率という文言を検討させていただきたいと思っております。

○奥委員 文言というか、それぞれの種類についてどのような処理がなされて、そのうちのどれだけが再資源化なり再利用なりされるのか。もしくはメタルに回されるのか、その内訳が明確にならないと意味がないといえますか、内容としては不十分だと思うのです。なので、そこが分かるような記載内容にむしろしていただきたいと思っております。「再資源化率」という言葉を変えるというよりは、それぞれの種類ごとの処理・処分の方法が分かるような、そういう記載内容をぜひご検討いただけないかと思っておりますので、事務局ともご相談頂きたいと思っております。

○事業者 はい、そうですね。分かりやすい表現方法等を検討したいと思います。

○奥委員 よろしく願いいたします。

部会長、「温室効果ガス」のところを続けてよろしいですか。

○齋藤部会長 はい、結構です。

○奥委員 307 ページの一番下のほうに「(2) 温室効果ガス排出の削減量」という項目のところに太陽光発電を計画されていると。太陽光発電量が4.8万kWh/年あるということで、具体的に太陽光発電が、この施設内で、この敷地内のどこに計画されているというのが図面からは、おそらく図面に落とし込まれていないようなので分からないのですが、どこに太陽光発電のパネルを乗せるのか、もしお答えいただけるのであれば教えていただきたいというのが1点目です。

続けて、308 ページの「(2) 温室効果ガス排出の削減量」のところ、ごみ発電等による削減量が下表に示すとおりだとあるのですが、これは太陽光発電による削減量と表のほうはなっていますが、この中にはごみ発電分も入っているのかどうか、そこを確認させていただきたいというのが2点目です。

次が309 ページの「8.7.3.2 予測に反映しなかった措置」として、8.7.3.2の一番最後のポツのところにごみ発電の記述があるのですが、これは予測に反映しなかった措置として上がっているのですが、一方で、308 ページのほうにはごみ発電等による削減量ということで文章がありまして、そもそもごみ発電分を削減量として見ているのか見ていないのか、そこが混乱してしましまして、確認させていただきたいと思います。

○事業者 1点目の太陽光パネルの設置場所ですが、27 ページをお開きください。現在これが処理施設のパース図、イメージ図となっておりますが、現在計画しているのは左側の計量棟というところの屋上に設置すると考えています。本来、受入ヤードの屋根がかなり広いので、こちらに設置をと考えているのですが、構造上かなり大きな広いスパンをとる鉄骨材になりますので、荷重がもたないのではないかとこの今設計の結果ということで、計量棟のほうに設置するというで現在考えています。

○奥委員 計量棟のほうでこの設置面積270m²はとれるということなのですね。

○事業者 はい、さようでございます。

○奥委員 分かりました。もしもそれでほぼ決まっているのであれば評価書段階ではそういったことも明確に書いていただいたほうがいいかなと思います。

○事業者 ご指摘ありがとうございます。検討させていただきます。

2点目なのですが、308ページの(2)の文言で、「ごみ発電等」となっているのですが、こちらの表あくまでも太陽光発電のみの数値となっていますので、この文言は削除させていただきたいと考えます。

○奥委員 はい分かりました。

○事業者 続いて3点目、309ページの8.7.3.2のボツの一番下ですが、現在、自己託送というところで現在の施設には夜間使用する最低限の電力1,500kwを送電中なのですが、今後はどのような施策になっていくのかというところがまだ議論の段階ですので、あえて入れずに外させていただいたという経緯がありまして、こちらに記載しておくところです。

○奥委員 分かりました。ではどのくらい自己託送できるのかというところはまだ見極められていないということですか。

○事業者 はい、おっしゃるとおりです。

○奥委員 分かりました。では評価書段階でも具体的にどの程度というのを書くには難しいということでしょうか。

○事業者 現在、施策があくまでも試用というか、実験といったら変ですけども、調整段階なので電力市場が不安定ということもございまして、なかなか記載に至ってはいないというところが現状です。

○奥委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

私からは以上です。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

○荒井委員 今の奥委員の御指摘と関係すると思います。関係区長からの意見で、江東区長から、廃棄物について(6)廃棄物のうち、①番のところで指標の件ですかね。「再資源化率の算出方法もしくは再資源化率という表記を再考すること。」という指摘があつて、今、奥委員が御指摘された表の8.6-23の部分に関連する区長からのコメントがありまして、最初、その指摘している意味が私はよく分からなかったのですが、今のやりとりを聞いていて、おそらくそういうことを含むことを指摘しているのかなと思いましたが、この件と、今、奥委員から指摘があったことというのは関係するという認識でしょうか。

○事業者 本事業の、この今評価書案の中では、再資源化率について法令で明確な定義がないというところで、東京都の建設リサイクルガイドラインを参考にして表記をしたところになっていますけれども、指摘を受けまして、表現方法を再考したいと考えています。

○荒井委員 はい、分かりました。奥委員からのコメントも含めて、区長からのことに対す

る対応もぜひ併せてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

○堤委員 「温室効果ガス」を担当しております堤です。私からは、ゼロエミ東京戦略との関連でお願いと質問をさせていただきます。

この事業は廃棄物処理施設ということもあって、ごみ処理の過程で大量のエネルギーを消費して、相当量の温室効果ガスを排出するということが推察されます。また、相当量の埋立処分量も発生すると思っ、て、廃棄物の再利用に関しても大きな影響を持つことになろうかと思っ、て、います。そのため、ゼロエミッションとか環境保全ということにとっても関係の深い施設かなと捉えています。事業者さんにおかれましては、東京都と協力してゼロエミッション戦略に掲げられている目標に貢献すべき施設であると御認識を頂いて御対応を頂ければと思っ、て、関連区長の御意見にもありますが、私からも重ねて、ゼロエミ東京戦略の趣旨に沿っての事業の展開をお願いしたいと考えています。

先ほど奥委員からのご質問にもありましたが、今、いろいろと検討されている事項もたくさんあるかと思っ、て、います。今現在もし事業の計画が進んでいる中で、何かこの場でゼロエミ東京戦略の趣旨を鑑みて行っているような取組があればお伺いできればと思っ、て、いるのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 まず、1点目、ゼロエミの趣旨を考慮しなさいというお話でしたが、評価書案51ページをお開きください。私ども計画時点においては、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を評価の指標としております。その後、東京都戦略としましては、「未来の東京戦略ビジョン」、そしてその戦略の中の14として「ゼロエミッション東京戦略」がうたわれたという経緯ではないかと推察しておるところです。ゼロエミッションの趣旨は、十分に「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」のほうに入っているという解釈で現在、評価の指標とさせていただいているところ

です。2点目について、現在、何か温ガス東京ゼロエミの趣旨を鑑みて行っているような取組があればというお話だったのですが、本編309ページをお開きください。記載の、環境保全の措置である再生可能エネルギー、太陽光を積極的に活用することと、屋上及び壁面の緑化による断熱効果、さらにLEDの導入によるエネルギー使用量削減を図っていくところで考えているところ

において考慮していきたいと考えているところです。

○堤委員 ありがとうございます。今、計画段階でこれから実施設計が行われていく中でいろいろと具体的に決まることもあろうかと思いますが、評価書の段階ではさらに今よりも進めていただいて、ゼロエミ戦略をぜひ評価指標に位置づけていただいて、温室効果ガスの排出抑制とか環境保全の取組をできるだけ期待していただいて評価していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

今の点で、私からも1点、お話をさせていただきますが、真摯に取り組まれているのだろうというふうには、今お答えを聞いていて感じてはいるのですが、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」のお話が出ているのは2016年ですかね。それに基づいてやっているということなのですが、脱炭素に向かおうという話は、ゼロエミッション東京はつい最近、1年ちょっと前ぐらいに出たものですが、世界的な潮流となっていて、先日、政府から脱炭素を目指しますと。今までは2013年比80%減だったものを脱炭素に向かいますという話が出ています。今造ろうとしている施設も長く使うものですから、そのことを意識してやっていただくことが必要であろうと思いますので、今の堤委員の意見をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。これはコメントだけです。

○玄委員 私から「景観」について2点質問して、「大気汚染」に関係して1点質問しようと思っています。

まず「景観」についてですが、264ページを御覧ください。264ページに描いてある5つの点において眺望を調査しています。去年の9月、このごみ処理場、②点のところを見ていただきたいと思います。この②点の向かい側に海の森公園や水上競技場があることが分かっています、こちらには観光客も訪ねてくるということでした。私が調べてみると、今営業しているところでありまして、観光客が訪ねてくることが分かりました。なので、景観を調べるところで、今示している5つの点のほかに、観光客が訪ねてくる場所で観光客の目線から今のごみ処理場は、前と後でどういうふうになるかを眺望として調べる必要があるのではないかと思います。以前もこの点について事業者には多分伝えていたと思うのですが、今回の書類の中にはその点がなかったので追加していただきたいと思っています。これが1点目です。

2点目は、6ページを見ていただきたいと思います。真ん中の「景観」のところですが、右側の【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】というところで、その文章の4行目のとこ

ろです。「さらに、構内緑化のほか、中防不燃・粗大ごみ処理施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出することで、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。」というふうに書いてあるので、私は、屋上に緑化を行うというふうに理解していました。それで、今回の眺望を調査していただいた画像の中には、将来図ですのので屋上緑化は見えなかったのですが、見えるところは、下に文字、文章でもいいですので、屋上緑化をするということであるならば、それを記載していただきたいと思っています。

3点目は「大気汚染」について質問しようと思っているのですが、先ほどのことと関係があるかなと思います。このごみ処理場の隣に海の森公園や水上競技場があるということで、ここに観光客がいるので、工事中に伴う車両の増加と、あとは実質工事が終わった後のごみ処理場の稼働に伴って大気が汚染されるのではないかと考えていますので、観光客が屋外で活動している場所については、汚染物濃度の調査も必要ではないかと考えていました。

以上3点です。お願いします。

○事業者 まず、1点目、観光客の方々がいらっしゃるというお話だったのですが、今どういう状況なのかを後日、確認してから回答させていただきたいと考えております。

○玄委員 分かりました。

○事業者 2点目の景観が、屋上緑化なので見えないというお話でした。27ページをご覧くださいと、これも予想図なのですが、こういう形でやりますよという絵は今のところイメージとしてお示ししているところです。景観のほうについても、こちらの文字を入れることがいいのかどうかというところで後日検討させていただきたいと考えます。

○玄委員 はい、分かりました。お願いします。

○事業者 続いて3点目の大気汚染です。こちらは当施設において、特に清掃工場と違いまして、大気を汚染するような物質の排出というところでは、車両のことがメインかと考えておりますので、車両のほうは予測を行っております。

○玄委員 そうすると、先ほど言った海の森、水上競技場については、その点も含めて調査しているということの理解で大丈夫ですか。

○事業者 敷地境界の、絵でいうと南側になるのですが、例えば17ページの下敷地境界の赤いラインのところですかね、こちらについては建設機械の排気ガスの予測を行っております。

○玄委員 今回、工事をするときに多分その近くの幾つかの道路とか全部使用する予定ですね。それで車両が増えると、先ほど言った場所のところも、もしかしたら、大気汚染の濃度が大きくなると調査する必要があるのではないかと考えるのです。一応、この赤いラインで調

査をしているということですか。

○事業者 そうですね。車両については、例えば74ページをご覧くださいと、④の地点があるのですが、計画地の横から④の地点に向かって一本道になっておりますので、計画地の周辺を通る車は④のところを当然通るということで、ここで測定しているところです。さらに、ボート競技場のところですが、こちらは計画地と離れたところに観客席等がありまして、そちらのほうがおそらくメインの観光客の方々がいらっしゃるのかなというところで、かなり離れたところということで、建設機械の排気ガスについてはそちらまでは検討していません。

○玄委員 分かりました。調べていないということは、そこまで影響は及ぼさないという判断のもとでということでしょうかね。

○事業者 そうですね。1km四方について調査を行った結果では影響がないというところが出ております。

○玄委員 分かりました。

あと、景観の調査をするところで先ほど言った場所のほかに、今私のほうでアクセスルート調べてみたら、このごみ処理場の近くの環境局中防合同庁舎という駅があるようで、それが、今のごみ処理場の、図面で言えば左側ですかね、そういうところにあるようで、そこから降りて歩いてごみ処理場を通過して、先ほど言った海の森のところへ徒歩でいくようにアクセスルートが描かれていました。そういうことを考えると、ごみ処理場の近くの道路でも眺望がどうなっているかも調査が必要ではないかと思えます。その点も入れていただければと思います。補足です。お願いします。

○事業者 眺望のお話だったかと思うのですが、ちょうどそのバス停から南側のところが先ほどお示しした中防大橋という橋になるので、おそらくそこでカバーできるのかなと考えておるところなのですが、検討はさせていただきたいと思えます。

○玄委員 そうすると、先ほど言ったところは1番のところですね。

○事業者 そうですね。273ページの地点1というところですね。

○玄委員 分かりました。その隣を歩いていくかなということも考えると、隣の道路を通過していき、訪ねてくる人の視線も必要ではないかと思っていました。検討のほうをお願いします。

私から以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、柳会長、お願いします。

○柳会長 奥委員、荒井委員、堤委員の指摘されたことに関連するのですが、「廃棄物」と「温室効果ガス」の関連ですね。東京都は最終処分場の逼迫の点から従来の廃棄物処理の運用方式を、令和2年ですから2020年に変更されたわけですね。中防管理のどのところの処理施設では不燃ごみの可燃性の残渣物というのは、従来は埋立をしていたわけですが、先ほどの逼迫の関連から全部焼却に変更したわけですね。ですから、中防不燃のごみ処理センターや京浜島の不燃ごみ処理センターで、従来は、出てきた不燃ごみは全て埋立だったわけですが、それを焼却に替えた。焼却に替えたことによって、今度はCO₂の排出量が、2020年の中防さんのおつくりになった環境報告書を見ると、14万1,000t/年になるわけで、5万tぐらいCO₂の排出量が増えることになるわけですね。ですから、先ほど奥委員、堤委員や江東区から指摘されているような観点で、CO₂の排出量をゼロにする方向性でぜひ検討していただきたいというのが私の要望です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ぜひご検討頂きたいと思いますが、事業者から何かコメントはございますか。

○事業者 ご指摘ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

○齋藤部会長 ほかに、今が挙がっていないようですが、選定されている項目の中では「騒音・振動」に関することがあります。高橋委員からは特には今のところご質問はないという理解でよろしいでしょうか。

○高橋委員 質問はないのですが、1つお願いします。工事用車両の走行に伴う騒音に関して、幾つかの地点で予測結果は許容基準を超えているところがあると思います。現況調査の結果を見ると、現状時点でも超えているので、つまり多分交通量が多いということだと思うのですが、そういうことで、ある程度仕方ないという側面はあるかと思うのですが、それにしても、できるだけ大きくならないようにするのが大事だと思いますので、工事用車両と冠水護岸ですね、ごみ収集車両の走行も含めて、できるだけ交通量が集中しないように、分散化するような配慮をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事業者 ご指摘ありがとうございます。施行の際には十分気をつけてやっていきたいと考えています。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

あとは、「土壌汚染」のほうで私から2点、質問をさせていただきます。

1つは、利水に関する調査をされていたと思うのですが、地下水の利用に関する事柄なのですが、調査の結果、敷地内での利用だけに限定されて調査をされたようなのですが、その

理由をお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○事業者 利用は敷地内に限定した調査ということではないという認識でしたが、すみません、どこかに私どもの文言がございましたでしょうか。

○齋藤部会長 253 ページです。「(7)利水の状況」に関することです。

○事業者 これは調査の段階では、周辺の利水は特にないというところを把握してございます。なので、この書き方が確かに私どもの計画地内のみのことに触れておりますので、表現の仕方を検討させてください。調査の段階ではあくまでも周辺も行っているということです。

○齋藤部会長 分かりました。周辺もやられているのであればそのように記載をお願いしたいと思います。

もう 1 点は、予測に反映しなかった項目の中で、8.4.3.2 のところにありますが、有害物質等による汚染土壌が確認された場合という意味で、今回、そもそも建物のある段階で、建物のないところを調べてみたところ、鉛による汚染があったということであるとすると、今後、見つかる可能性もあるのかと思うのですが、「必要に応じ仮設の汚水処理設備等を」と書いてあるのですが、この「必要に応じ」というものの判断基準はどのような判断になるのでしょうか。

○事業者 計画地は中央防波堤というところで、ちょっと特殊な土地となっています。こちらの土地の排水は全て同一敷地内にある排水処理場のほうで処理して、砂町の下水道局水再生センターに全て送るという仕組みになっていますので、「必要に応じて」というところの文言は、例えば排水処理場に何かトラブルがあったとか、もしくは基準をはるかに超えるようなものが出たとか、そういうところを想定ということで考えております。

○齋藤部会長 分かりました。今、排水処理場というのは、自分たちの、自前のという意味ですね。

○事業者 言葉足らずで申し訳ございません。中央防波堤の埋立地の排水は東京都環境局の排水処理場がありまして、そちらのほうで全て排水を行っていますので、私どもの排水はそちらのほうに送るという形になっています。

○齋藤部会長 なるほど。そうすると、ここは「必要に応じ」というのはどういう意味になるのですか。全て基本的には送っているということですか。

○事業者 そうです。基本的には全てそちらに送って、そちらから砂町に送っていただいているという流れなのですが、「必要に応じて」というのは、あくまでも排水処理場に何かトラブルがあって、一時的にこちらで保管、処理しなければならないという状況を考慮している

ということでございます。

○齋藤部会長 そうですか。イレギュラーなあれなので、送っているのなら送っていると書いていただいたほうがいいかもしれないですね。事務局と御相談ください。

○事業者 はい、御指摘ありがとうございます。表現方法について検討させていただきたいと思います。

○齋藤部会長 はい。

あと、今2点だけと言ったのですが、もう1点確認しておきたいことがございます。「温室効果ガス」の話が先ほど来出ていたのですが、どこを見たらいいのかな、今回、単位処理量当たりの温室効果ガスの排出量は削減されるということだと思うのです。その主たる理由は、エネルギー効率というか、処理に必要な電力の消費量が減っているということなのだと思うのです。その点に関して幾つか話があるのですが、確認したいことは、「予測に反映しなかった措置」というのが309ページに出ているのですが、その中で例えば高効率モーターであるとか高効率ファンというのはいくつを指すのかよく分からないのですが、これはその設備の省電力化ということで、この試算の中に入っているのではないかと思ったのですが、それは私の誤解でしょうか。

○事業者 まず電力量のほうは、現在、市販されている高効率モーターとか、そのようなものについては入ってございますが、今後、まだちょっと先の話なので、新たに高効率ファン等が……。

○齋藤部会長 次回もあるので、また今度のときで結構なのですが、結局、温室効果ガスの排出が単位処理量当たりで削減されるということが省エネというのであれば、それはどういった項目の中に含まれているのかというのがしっかり分かるようにしていただきたい。「予測に反映しなかった措置」の中にそれが入ってしまっていないかなと思ったので、御確認を頂いて、また次回、お話の機会がありますので、ぜひ御回答頂ければと思います。

○事業者 そちらの表現方法について検討させてください。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

活発な御意見を頂きましたので、随分時間が超過してしまったのですが、ぜひ何でも最後に聞いておきたいということがあれば、お受けしたいと思います、いかがでしょうか。

今日は問題点の洗い出しですので、基本的には気になることは出していただいたほうがよいと思います。よろしいでしょうか。

特にないようですので、それでは1つ目の議題を閉じたいと思います。事業者の皆さん、

本日はどうもありがとうございました。席にお戻りください。

○齋藤部会長 続いて、次第2の「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行いたいと思います。

なお、審議の進め方についてですが、項目数はあまり多くはないので、こちらの案件についても、審議は今回を含めて合計3回としたいと考えています。今回は1回目の審議、そして2回目に審議結果をまとめて、3回目は総括審議となります。

また、事業者参加は本日と次回の合計2回になりますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の1回目は、先ほどと同じように、委員の皆様を確認したい点とか疑問点などについて意見を出していただいて質疑を行い、十分に議論をしていただきたいと考えておりますので御協力をよろしくお願いします。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 次第2「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係ります審議について、まず資料2を使って説明させていただきます。6ページとなります。

まず、評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区市長の意見となります。

「1 意見書等の件数」ですが、都民からの意見書は7件、関係区市長からの意見、これは杉並区長、練馬区長、西東京市長から合わせて3件ございました。合計10件となります。

「2 都民からの主な意見」、「1 評価項目に関する意見」として、高架化に伴う鉄道騒音や仮線時の鉄道振動等についての意見がございました。

(1) 騒音・振動では、①鉄道騒音の測定方法は軌道中心から水平方向に12.5m、地上1.2mとなっているが、音源が高架部に移動していることから、1か所でも音源と同一高さ以上で測定を行い、騒音が現行比悪化するようなら、上層階に対する騒音低減策を実行すべきというものです。

③高架化に伴い現在は騒音を感じていない範囲の住民にも影響が広がると思われる。

④高さによって高架化による騒音の変化が大きく異なることから、高さ方向の測定を綿密に行い評価すること。

ちょっと飛びますが、⑩番です。仮線時の鉄道振動予測値が現行値を上回る結果であるが、仮線時の運行が数年以上に及ぶことから、振動について現行と同等になる対策を取っていただきたい。

7 ページの⑫振動について、現行より数値が悪化している地点については軽減対策を図ること。

(2) 日影では、②自宅が線路に近く、高架化により日影が増えるのが不安という意見がありました。

(3) 景観では、①周囲を考え高架線を目立たなくさせる塗装などの工夫が必要である。

②巨大な人工構造物で、のどかな風景が損なわれるという意見がありました。

めくっていただきまして、「3 関係区市長からの意見」ですが、最初に【杉並区長】です。

「2 評価項目に関する意見」として、こちらも「騒音・振動」「景観」について意見がありました。特に高架化に伴う鉄道騒音と仮線時の鉄道振動についての意見がありました。

(1) 騒音・振動では、①仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めるとともに、評価の指標を「大きく上回らないこと」から「上回らないこと」となるよう努めてください。

②中高層住宅への影響を考慮した工事の完了後における鉄道騒音の予測結果についても、評価を行ってください。予測結果によると、中高層住宅の上層階においては、現況値を下回るものの同程度であることが予測されています。つきましては、高さ方向の騒音拡散を抑制するため、必要に応じて対策を検討してください。併せて、工事の完了後にも実測を行ってください。

(2) 景観ですが、可能な限り緑化に努め、沿線部地域の圧迫感を緩和する対策を行ってください。

次に【練馬区長】です。1枚おめくりいただきまして、9ページに「評価項目に関する意見」として、「騒音・振動」「土壌汚染」「景観」についてありました。

「騒音・振動」では、高架化に伴う鉄道騒音、仮線時の鉄道振動等について意見がありました。①鉄道騒音の高さごとの予測は、下石神井四丁目の1か所のみでしか行っていない。当該沿線に近接する中高層建築物は多数存在していることから、調査・予測地点を増やし、精度の高い高さ方向の評価を実施されたい。

④仮線区間における振動の評価の指標は「現況値を大きく上回らないこと」としているが、仮線区間の路盤改良や道床の整備を行い、さらなる振動の低減を図られたいという意見でした。

(3) 景観では、①景観については、駅舎や高架構造物等のデザインに関して、「練馬区都市

計画マスタープラン」及び「練馬区景観計画」に配慮されたいという意見がありました。

1枚おめくりいただいて、最後に【西東京市長】となります。

「2 評価項目に関する意見」として、「騒音・振動」「電波障害」「景観」「廃棄物」について意見がございました。

「騒音・振動」では、工事施行中の建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動に対する意見がございました。また、⑥番を見ていただきたいのですが、仮線時の列車の走行に伴う鉄道振動については、付近住民への負担を最小限とするため、技術の進歩を踏まえた適切な措置を確実に行うとともに、必要に応じ追加措置を講じられたいという意見がありました。

11 ページ、「景観」では、周辺の景観と調和するよう十分検討を行うこと。

以上のように、都民、関係区市長からの意見がありました。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明内容について何かご質問はございますでしょうか。こちら、事業の内容とか評価書案に関することは事業者からの説明の後ということで、今の説明内容についてです。

特にないようですので、それでは事業者からのご説明を受けたいと思います。事業者の方、大変お待たせしました。よろしくお願いします。

○事業者 それでは、事業者である東京都建設局より簡単に事業の概要を説明します。

本事業は、西武鉄道新宿線の井荻駅から西武柳沢駅までの間の約 5.1km を高架方式にて連続立体交差化するものです。これにより、19 か所の踏切を解消し、交通渋滞や踏切事故の解消、分断された地域の一体化等を図るものです。

工事予定期間は約 15 年です。

本事業の環境影響評価項目についてです。選定しました項目は「騒音・振動」「土壌汚染」「日影」「電波障害」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」の 8 項目でございます。

「環境に及ぼす影響の評価の結論」についてです。お手元の環境影響評価書案の 2 ページをご覧ください。

「騒音・振動」につきましては、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、66dB～80dB であり、各工種ともに評価の指標である「騒音規制法」または

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の勧告基準を下回っておりまして、評価の指標を満足いたします。

また、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、47dB～70dBであり、各工種ともに、評価の指標である「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の勧告基準と同等または下回っておりまして、評価の指標を満足します。

仮線区間の鉄道騒音の予測結果については、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間51dB～57dB及び夜間47dB～53dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足します。

仮線区間の鉄道振動の予測結果については、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、60dB～65dBであり、予測値は現況値を上回りますが、新たに仮線を敷設する箇所においては路盤改良を行い、道床の整備を入念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を十分実施する等、鉄道振動の低減に努めることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」をおおむね満足します。

工事の完了後における鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さ1.2mの地点において、昼間54dB～57dB及び夜間50dB～52dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足します。

また、鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、51dB～53dBであり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足します。

3ページをお開きください。「土壌汚染」については、事業区間周辺の一部の土地において土壌汚染のおそれがないものと判断できないものの、現時点では、事業用地未取得のため現地調査が実施できません。そのため、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第117条に基づき調査を実施し、その結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合については、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき、適切な措置を講じることとし、これらの結果を事後調査報告書で報告します。

以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足します。

「日影」については、工事の完了後において「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さ制限に関する条例」の規制時間を超える日影は一部の地域で生じますが、擁壁部等で居住部に当たらない範囲であることから日影の影響は小さいと予測しております。

なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、「東京女子学院中学校」及び「東京女子学院高等学校」の敷地の一部で規制時間を超える日影が生じるものの、日影が生じる範囲は主に擁壁部となっているため、日影の影響は小さいと考えております。また、「ピジョンランド上石神井保育園」及び「そんぽの家 S 上石神井」の敷地の一部では午後 3 時から午後 4 時までにかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測しております。

以上のことから、評価の指標を満足すると考えております。

「電波障害」については、テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送については、事業区間の駅部及び上石神井車庫周辺において、構造物端部から遮蔽方向に、広域局及び県域局ともに最大約 10m までの範囲で影響が生じると予測され、また、衛星放送については、事業区間の北側で構造物端部から最大約 27m までの範囲で影響が生じると予測しております。

本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施します。

また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合についても、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかとなった場合には、同様の措置を実施します。

パルスノイズ障害については、テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害は生じにくいものと予測しております。

プラッター障害の範囲は、遮蔽障害の範囲内に収まると予測しております。

これらの障害に関しまして、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施します。

これらにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足します。

4 ページをお開きください。「景観」については、事業区間の各駅周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い状況にあります。その中で、西武新宿線は都市的景観要素の一部となっておりまして、工事の完了後においても、主要な景観の構

成要素はほとんど変化しません。また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されますが、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考えられます。

加えて、高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮します。

代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等となっております。その中に新たな都市的景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観要素の一部となります。

また、踏切が除却されることにより交通渋滞が緩和されて人通りや自動車の流れが整ったものとなることに加え、鉄道施設については周辺環境に調和するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施します。

これらのことから、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足すると考えております。

「史跡・文化財」については、周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されますが、「文化財保護法」に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じます。

また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努めます。

これらのことから、埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足すると考えております。

「自然との触れ合い活動の場」については、事業区間周辺には公園等が点在しますが、直接的な改変はないことから、公園等への影響は小さいと考えております。なお、「武蔵野の路（千川・石神井コース）」及び「ねりまの散歩道（武蔵関公園コース）」と、想定される主な工事用車両の走行ルートとの一部が重なることや、東伏見駅の北側に仮線を設ける計画としており、「みどりの散策マップ（屋敷林と畑のコース）」の一部が改変されることから、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場への影響が考えられます。そのため、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置することや、東伏見駅の北側における迂回路の設置等の措置を講じることで、歩行者や自転車の移動障害を防ぎ、通行空間を確保するほか、工事用車両の走行ルートと重なる散歩道では、工事用車両の制限速度を守り、安全運転を徹底します。

さらに鉄道の構造形式は高架構造であり、工事の完了後は踏切が除去され、散歩道及び散策路の機能は向上すると考えております。

これらのことから、自然との触れ合い活動の場の利用に著しい影響は生じないと予測され、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えております。

5 ページをお開きください。「廃棄物」については、既存構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト塊、鉄骨等の建設廃棄物及び建設発生土については、再資源化率等の予測を 99%以上、建設泥土については再資源化率の予測を 98%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める東京都関連工事の目標値を達成します。

プラスチック、ガラス、ケーブル等の建設廃棄物について、関係法令を遵守し、適正に処理します。

建設混合廃棄物について、同計画に定める東京都関連工事の目標値を達成するよう再資源化等を行いますとともに、関係法令を遵守し、適正に処理します。

再資源化等が困難な建設廃棄物及び建設泥土並びに有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理します。

これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足します。

私からの説明は以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事業者からのご説明を参考にしまして、これから質疑を行いたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋委員 「騒音・振動」に関してですが、今のご説明で、「騒音・振動」に関しては大きな問題は生じないということだったのですが、1 つ質問があります。仮線についてです。仮線を設置するときには新たに鉄道を敷くわけですが、そのときに、例えばバラストやレールなどの仕様は現行のものと同じような仕様なのか、あるいは少しでも騒音・振動の発生を防ぐことのできるような特性を持った仕様のものを使用するかをお尋ねしたいと思います。

もう1つ、都民や区長、市長からの意見について、高さ方向の騒音の測定予測をしないのかという意見が多数あったと思います。これは僕も気になるところで、法令上では地上から 1.2m のところで測定するということになっていますが、高架になるということで、しかも、こういうふうにご心配されておられる方がおられるということで、高さ方向、例えば 2 階、3

階、あるいはもう少し高いところまでについての何か所かで測定予測をされる予定があるのか。

以上2点についてお尋ねしたいと思います。

○事業者 1問目の軌道構造等について回答させていただきます。工事の完了後については、現在考えておりますのは、弾性バラスト軌道といたしまして、ロングレールは従前からロングレール化されておりますので、同様のロングレール化をしまして、さらにコンクリートで道床部分を固めまして、その上に消音のバラストを、細かい碎石を敷いた軌道構造と考えております。枕木についても、枕木の底面に吸音材、防振材ですね、そういうゴム系のものを張ったものをコンクリート道床で覆っているという構造で、現在適用されております高架化、地下化等での軌道構造の中では一般的な、一番騒音・振動の低減に効果があるという軌道構造で考えております。

○高橋委員 今のは工事が完了した後の高架橋空間の話だと思うのですが、仮線についても同じように考えていらっしゃるのでしょうか。

○事業者 仮線区間におきましては、基本的には在来線がロングレール化になっておりますので、同等にロングレール化できる場所についてはロングレールをします。また、仮線のための土工工事をする場所についても、路盤改良等々を行いまして、きちんとした地耐力が得られるような施しをしまして、その上にロングレールの軌道を敷設するという事で考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。分かりました。

では、高さ方向の騒音の測定の質問についてお願いします。

○事業者 高さ方向の騒音の予測ですが、今回、参考に、測定が可能な1地点、具体的な場所については練馬区下石神井4丁目28付近ですが、こちらで計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2m、3.5m、5.0m、10.0m、15.0mにおいて調査及び予測を行っておりまして、資料編の140ページに参考として記載しております。

○高橋委員 1か所ということなのですが、この1か所が代表点として最適という理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 今回、測定が可能な場所ということで1地点選んでおります。

○高橋委員 そうすると、ほかの場所では測定が難しいから、やりたいけれどもできなかったという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 はい、現時点では現道上になってしまったりしまして、特定が困難と考えており

まして、予測はしておりません。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございました。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

今の2点目のほうですが、これは意見が出ていたのですが、要するに、参考資料のほうに誘導するような内容のことが評価書のほうに記載されていないので、皆さん気づかなかったということなのではなかろうか。

○事業者 もしかするとご指摘のようなことがあったのかもしれないというふうには考えております。

○齋藤部会長 記載の必要性があるかどうかは置いておいたとしても、住民には分かりやすく説明したほうがよいと思いますので、ご留意いただければと思います。

ほか、何か皆さん方からご意見等ございますでしょうか。

○玄委員 「日影」について質問します。今、こちらのほうを見ると、沿線沿いでたくさんの教育施設、福祉施設、あと医療施設を含めて住宅もたくさんあるようだと思っています。それで、144 ページを見ていただけないですか。この周辺の建物の調べるところで、4階以上7階以下、あとは8階以上10階以下、11階以上15階以下。ここから見ると、4階からのそれより高い建物について調べているようで、日影の影響を一番受けてしまうところは多分1階か2階か、そういう建物だと思うのですね。そういう建物が沿線沿いでどれぐらいあるかは把握しているのでしょうか。

次に、161 ページを見ていただきたいと思います。北側を見ていくと、黒い点線が敷地の境界線で、オレンジ色が敷地から5m離れところで、その一番外側の水色っぽい線が敷地境界から10m離れている線です。日影の影響を調べる上では、敷地境界から5m離れている範囲と10m離れている範囲で評価を行っているのですね。今、一部の建物が既にこういった敷地の内部に含まれているように見えています。こういうところは、もし日影の調査を行ったら、長い時間、日影がかかってしまうのではないかなと心配していました。

この地域は、既に、ここに書いてあるとおりに、第一種住居地域ですので、高さ4.0mで調べているところは結構階層はあるようですが、特に沿線沿いに掛かっている部分、建物が、その高さについて配慮しないといけないなというところが気になりました。どれぐらい把握していて、日影のシェアを書いているか、教えていただけないでしょうか。

○事業者 沿線の南側も北側も、両方の沿線の建物の件数ということになってしまいますと、申し訳ございません、当方では現時点では把握はしておらないところなのですが、ご参考ま

で今回、都市計画の線を計画しているところが、線の中に含まれてくる対象の建物の件数としては約 230 件というふうに捉えております。

そういったしまして、2 問目の質問に関連してくるのですが、今スライドのほうでも上映されておりますけれども、161 ページの図におきまして、黒の一点鎖線で表示されてきておりますところは、敷地の境界を示すものですが、この敷地境界には鉄道施設のみではなくて、将来、側道ですとか駅前広場として整備される部分も含めた境界を示しているものです。つまり、最終的にこの資料が完成した際に、ここまでが鉄道と側道の敷地となっております。ですので、こちらの黒の一点鎖線から赤の点線、計画敷地境界から 5m、水色の点線、敷地境界から 10m というふうにとっております。

○玄委員 そういうふうに評価は大丈夫なのですが、その範囲の中にある建物についてはかなり配慮していかないと、そこに住んでいる人たちには十分な日照を得ることができなくなってしまいますね。もし今後はそれが整備されて、建物ではないようであれば大丈夫なのですが、私の理解は違っているのですかね。

○事業者 確認なのですが、161 ページの黒の一点鎖線の中にかかっている建物については、将来、側道や駅前広場になってまいりますので、この資料で建物は更地化させていただくこととなります。その上でのご質問ということでしょうか。

○玄委員 分かりました。今後変わるということですよ。

○事業者 はい、そうです。沿線の建物の状況は変わってくるということです。

○玄委員 分かりました。今、私が質問したのは主に、評価を行う範囲に関して建物になるかどうか聞いていたのですね。今度は、その南側で見ると、そこは多分、日影の影響はないと思うのですが、こちらは逆に多分、景観の——もちろん北側のほうも、住んでいらっしゃる住民の方には景観の問題にもなると思うのですね。南側から見ると、日影より景観を心配しているのではないかと考えています。南側の沿線沿いは今後どのように変わりますか。そちらは変更ないでしょうか。

○事業者 お尋ねの鉄道の沿線の南側ということですが、基本的には都市計画線がかかっていないところでは状況に変化はありません。例えば環境影響評価書案の本編の 195 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは地点 7 のフォトモンタージュですが、上の写真が現況、下の写真が将来となっております。こちらの地点は 184 ページの景観調査地点図と併せてご覧いただきたいのですが、地点 7 になっていまして、西武新宿線の南側の沿線をフォトモンタージュしているところですが、このように、195 ページに戻っていただいて、ご覧いた

だいていると分かると思うのですが、現況と将来で大きな変化はなく、鉄道施設から受ける影響は小さいと予測しております。

○玄委員 これは多分、場所の選定にもよるとは思いますけれども、今のこちらの選んでいっているところは、こちらから見ると影響は小さいようには見えるのですけれども、すぐ近いところから見ると、先ほどの194ページ、北側も南側も、高架線路ができることによって圧迫感があるかなと思うので、上の写真が現況で下の写真が将来ですよね。これが圧迫感を与えてしまうかなと思いますので、ぜひここを周辺との色彩の調和を考えて景観を考慮していただきたいと思っています。

○事業者 今ご指摘頂きました194ページというのは地点6になるかと思えます。場所を確認しますと、184ページの景観調査地点図において、No.6は、真ん中より少し左側の武蔵関駅の付近を、南側から北側に向けて眺望しているものですが、ちょうど駅舎の躯体と重なるところです。このため、194ページのフォトモンタージュで、白い駅舎の構造物が前面に投影されているかと思いますが、これは現時点で、まだ駅舎のデザイン等については行っておりませんので、今後詳細な検討を行うものですので、そのため今後、この鉄道施設の構造及び高さ、それから周辺環境や地域環境と調和するような外壁及び地域の景観づくりに寄与した駅舎の形状等に配慮しまして、事業の実施に伴う景観への影響を可能な限り回避または低減していく予定であります。

○玄委員 分かりました。お願いします。

あとは、142ページを見ていただけないでしょうか。こちらのページの下の方例を見ると、教育施設は水色の○で、福祉施設と図書館は何とか見るとどちらもオレンジっぽくて両方近い色になるので、別の色に替えていただけないでしょうか。図書館だと、今私のほうで詳しくは調べてはいませんけれども、これは市民の方がアクセス図書館でしょうか。もしくは、たくさんの方が訪ねる公共施設である図書館であれば、これも眺望を調べる点の点に入れていただきたいと思っています。こちらのほうは福祉施設も図書館も全部オレンジ色の○になっていますので、私のほうで判断できなかったのです。眺望を調べる点のリストを見てみると、そこにはもちろん公園など公共施設を入れるべきだと思っていて、図書館が入っているかどうか、そのリストには図書館の名前がなかったので、これも眺望の候補として入れていただきたいと思えます。

○事業者 まず、142ページにおける図書館の凡例のピンクの色が、その上のオレンジの福祉施設と少々色が近いものとなっております、非常に見づらいというご指摘でしたので、

環境影響評価書をまとめます際には、色合いなどを工夫したいと考えております。

○玄委員 はい、それをお願いします。その後に、図書館についてはどれぐらいの規模の図書館でしょうか。これがもし公共施設であるならば、眺望の点として入れる必要があるのではないかと思っていました。例えば周辺の教育施設に含まれる図書館とは違うかなと思うのですけれども。

○事業者 142 ページでピンクの表記になっております図書館というのが、この図上で具体的に場所の確認をしていただきたいのですが、図面の右側が杉並区になってまいりますけれども、図面上、「杉並区」というゴシックの文字の表記があるかと思います。この「杉並区」という表記と、その上の井荻駅の真ん中よりちょっとしたあたりにピンクの点があります。

○玄委員 ああ、そういうところですね。分かりました。

○事業者 こちらに1か所ございます。それから、もう1か所ございます。今度は左側になります。西武柳沢駅の東側すぐ近くにピンクの点が1つあると思います。

○玄委員 この2か所でしょうか。

○事業者 はい。こちらの2か所になっていまして、プロットはこのように割と広い範囲でとっておりますけれども、ピンクの点は今回調査の対象としているエリアの中には含まれておらずというところがございます。

○玄委員 分かりました。私のパソコンの表示の関係があるかと思うのですが、この2つの色が非常に見づらくて区別できなくなっていました。分かりました。今、評価範囲外ということであれば、眺望の点から外してもいいなと思っています。ありがとうございます。

私のほうからは以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○奥委員 先ほど玄委員からご指摘のあった日影について確認なのですが、先ほどのご説明ですと、現在、この鉄道沿線に張り付いている低層の建物も含めて、計画予定地内にある建物については用地買収の対象になっていて、その用地買収後においては、側道なりとして整備されるので、日影について規制基準を上回るような日影の影響を及ぼすような建物はなくなるという、まずそういう理解でよろしいでしょうか。

○事業者 ご理解のとおりです。

○奥委員 分かりました。揚げ足取りのようで恐縮なのですが、198 ページのモニタージュ

写真で、上に現況と、下に将来がありますが、将来の写真については基本的には今の御説明ですと、南側から高架鉄道を見ている位置だと思いますが、この鉄道の向こう側にある建物、北側にある建物が、今のご説明ですと基本的にはなくなってしまう建物で、本来であればこの屋根も見えなくなっているはずだということではないのかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○事業者 今、委員お話の198ページというのは地点10ということですので、184ページのほうで位置を確認していただきますと、一番左のNo.10という地点になっていまして、沿線の南側から斜め方向に北側を眺望しているフォトモンタージュになっています。このNo.10の地点の北側ですけれども、この辺りは側道ができる区間になっていますので、このため、フォトモンタージュ上に写っております家屋については側道になっているものでございます。

○奥委員 南側に側道ができているということですか。

○事業者 側道は南側からの眺望でいいますと、線路を挟んで向こう側、北側になりますので、北側のほうにできます。評価書の中で側道の位置が確認できるページを探したいと思えますので少々お待ちください。

○奥委員 確認したいのは、北側にある現行の建物には影響がないといえますか、それはそのまま買収されずに残る前提だということですか。日影の影響を受けるものではないかと思うのですけれども。

○事業者 委員ご指摘のとおり、この198ページの下の写真で、一部屋根が写っているところですが、実際には側道ができる個所になってまいりますので、屋根がない状態というのが本来は正しいフォトモンタージュだったということでございます。ご指摘どうもありがとうございます。次回に向けて修正したいと思っております。

○奥委員 はい、屋根がないというか建物がなくなるということですね。

○事業者 はい。そういうことでございます。

○奥委員 はい、分かりました。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

「史跡・文化財」の寺島委員から何かございますでしょうか。

○寺島委員 簡単なコメントはあるのですが、もう一回審議の場があると思えますので、そのときに申し上げたいと思えます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

「廃棄物」関係では、荒井委員のほうから何かございますでしょうか。

○荒井委員 特にありません。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

「土壌汚染」を担当している私のほうからも、今回の件に関しては特にございません。

小堀委員はいかがでしょう。何かございますか。「自然との触れ合い活動の場」ですかね。

○小堀委員 特にありません。

○齋藤部会長 分かりました。ありがとうございます。

○宮田アセスメント担当課長 今日ご欠席の「電波障害」担当の小林委員からコメントを預かっていますので紹介させていただきます。

小林委員からも「意見はございません」というコメントを預かっております。

○下間アセスメント担当課長 平林委員からもコメントは預かっておりません。

○齋藤部会長 了解しました。

それでは、欠席の委員からも意見がないということで、今、項目担当の委員の方からの意見がいなようですが、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○高橋委員 高橋ですが、確認だけさせていただきます。78 ページに地図があるのですが、いろいろな施設をプロットしたものです。この中で紫色の、これは医療施設なのですが、武蔵関駅の南のほうに2か所プロットされているのですが、井荻から柳沢駅までの間の医療施設というのはほかにはないのかということを確認させていただきます。

○事業者 78 ページの事業区間周辺の医療施設の状況ということでよろしいでしょうか。

○高橋委員 はい、そうです。お願いします。

○事業者 紫の表示は医療施設ですけれども、武蔵関駅の南側に2か所ということで確認しておりまして、このほかにはないと確認しております。

○高橋委員 井荻から西武柳沢まで数キロあると思いますが、その中で、この2か所しかないということですね。

○事業者 図面の下のほうに出展がありますが、出展の中の下から6行目になりますが、「医療機関名簿 平成30年」の中で表示されているところから確認しておりまして、そうしたところ、この2か所となっております。

○高橋委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

よろしければ事業者のほうで、もう一度御確認を頂ければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

御意見等は出尽くしたようですので、これで審議を終えたいと思います。事業者の皆様方、どうもありがとうございました。席にお戻りください。

○齋藤部会長 最後に「その他」ということで委員の皆様方から何か御意見等ございますでしょうか。— 特にないようですので、これをもちまして第一部会については終了させていただきたいと思います。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人及び事業者の方は退場をお願いします。

(傍聴人、事業者退場)

(午後 4 時 14 分閉会)